

○ 文部科学省
厚生労働省 告示第七号

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、次の者を指定登録機関として指定したので、同法第三十八条において読み替えて準用する同法第二十六条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月十一日

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 指定登録機関の名称 一般財団法人日本心理研修センター
- 二 主たる事務所の所在地 東京都文京区小日向四丁目五番十六号
- 三 指定をした年月日 平成二十九年十一月一日